

ハ35ドルデアルガ、ソレカラ手数料が差引カ
レルカラ、ノオンスニ対シテ34ドルヲ7セン
トノ割合デ、クレヂットガ設定サレル。

トコロガコノ現送ハ国内ノ保有金ヲ減ラスノ
デアルカラ、何カノ方法デ、保有金ヲ補填シナ
ケレバナラス。ソノ重要ナル手段ハ産金ノ奨励
デアル。ユノタメニ政府ハ金ノ買入値段ヲ発表
シテ、日銀ヲシテ金ヲ買入レシメル。日本ノ金
ハ次第ニ獨善シテ行カナケレバナラナイ。而モ
貿易差額ハ次第ニ増シテ行ク。樂觀論者ハ、差
額ハ産金ダケデ決着サレルト云フ。即チ金値段
ノ昂騰ニヨツテ年産額ハ4億位ニハ上ルト云フ。
又アル人ハ2億位ノ産出デアラウト云フ。ソウ
スレバ、現在保有シテキル金カラ支出サレネバ
ナラナイ。然シ4億ト云フノハ過大評價デアル。

トモカク金産出ノ奨励ガナサレネバナラス。
之ハ今度ノ産金法ト云フ名デ現ハレタ。之ハ新
シイ産金ヲ政府ニ集中シ、産金ヲ奨励シ、又金
ノ消費ノ統制ヲ目的トスル。又、精練其ノ他ニ
ツイテノ規定モアル。條文ヲ参照サレタイ。

ソレデハ現在ノ日本ノ金ハ、ドレダケカ、ソ
レハ日銀ノ準備金ガ主要ナモノトナツテキル。

3億2,700万円ハ、金現送ニヨリテ支出サレタ。
之ハ7月マデノ数字デアルガ、其ノ後ノモノヲ
加ヘルト、5-6,000万円ヲ増シテキルダナラウ。
ソレハ日本ノ準備金ニ影響スル。

日本ノ準備金ハ日本銀行ニ蔵ツテアル。大体
5億円デアルガ、之ハ1匁5円トイフ評價ニ従
フ場合デアル。然シ、買入値段ハ次第ニ引上げ
ラレタ。

昭和7年ニハ、1グラム1円93銭、1匁
7円25銭トシタ。之ガ第1回発表デアル。次
イテ引上げハ次ノ様ニ行ハレタ。

8年 1月 = 2回、3月 = 2回、4月、6月
= 各1回。

9年、4月 = 1回、コノ時ハ1匁71円06銭
デアツタ。

10年、1月 = 1回、71円58銭、同年内 =
13円13銭5厘トナリ。

12年、5月 = 1回、74円13銭7厘5毛。

即チ、引上げ以前ニ較ベテ約3倍ノ値上リデ
アル。

ソコデ、ソコニオコツタ問題トイフノハ、コノ
買入値段ト、日銀ノ準備金額ノ評價トノ關係デ

アル。日銀ノ準備金ハ買上値段ニ較ベテ、非常ニ安ク評價サレテホル。之ヲ時價ニ換算スレバ、15億円ニナルカラ、現送ニヨル減少モ、金額ノ上デハ余リ影響ニナイコトニナル。之ハ、金準備ノ再評價ガ考ヘラレタ所以デアル。量ニハ変リハナイガ、準備額ニオイテ変化シタ。コレカラ評價益ガ生レル。

コノ方法ハ日本ガ新シク始メタノデハナク、金本位ヲ停止シタ國ハドコテモ行ソタトコロデアル。即チ平價切下ゲデアル。之ニヨツテ生レタ評價益ヲ為替平衡資金ニ充テル。

コノ様ナ事情ハ従来、銀銀、台銀ニ採戴サレタ金ヲ日本銀行ニ集中サセヨウトスルニ至ツタ。

而シテ又、750ミリグラムヲ1円トスル貨幣法ノ規定ヲ止メテ、290ミリグラムヲ1円ノ割合ヲ以テ計算スルコトニナツタ。即チ、1匁12円09錢余トナリ。最近ノ買入値段ヨリハ幾ラカ低イ。之ハロンドン相場ヲ標準トシ、之カラ運賃ヲ引イタ値段デアル。

新評價ニヨル金準備ノウケカラ、8億ヲトリ、之ヲ準備金トシ、残リノ利益金ヲ以テ、金資金特別會計ヲ設定スル。評價管ノ目的ハ差益金、

日銀ヘノ金準備ノ集中デアル。之ニヨツテ日銀ノ金準備ヲ充塞シ、保証発行ハ従来ノ15億カラ78億トナル。之デ間ニ合ハナイトキハ制限外発行ヲ行フ。之ハ非常手段デアル。

差益金ハ特別會計ニ移サレ、ソノ運用ハ公表サレナイガ、之ヲ以テ金ヲ買ヒ上げ、ソレヲ現送ノ分ニ充テルコトモ考ヘラレル。又コノ資金ヲ種々ニ運用シテ利益ヲ得ルコトモ出来ルシ。産金奨励ノ資金ニ充テルコトモ出来ル。又コレニヨツテ公債ヲ有ツ。最近ノ新聞デハ、ソノ額ハ2億円デアリ、金買上ニハ1億2800万円ガ充テラレル。

之ニ關係シテ表ルノハ鮮銀、台銀ノ問題デアル。ソノ法律ガ改正サレテ、銀銀ノ保証発行ハ5,000万円カラ1億円トサレタ。ソレハ現在北支デ、銀銀券ガ用ヒラレテキルカラデアル。私ハ思フニ、ソノ券ニ北支トイフ判ヲ押シテ、

local currencyニ止メ、変動ノ影響ヲ局部的ニスル方ガヨイ。之ハ特殊銀行ノ發行調節ノ問題トシテ今後重大デアル。

台銀法ノ改正ハ2,000万円ヲ5,000万円トスル。又台銀券ニ日銀券ヲ加ヘルコトトシタ。

小カナ事ダガ、又外國為替ノ維持ニ政府ハ努
メテキル。之ニハ、日銀、大藏省、正金ノ^{Stie}
^{mp}ガ必要デアル。正金ノ副頭取ヲ日銀ノ理事
ガ兼ネルコトニナツタ。

資金調整法ニツイテハシ説明スル。

第一條ニハ「本法ハ支那事變ニ關聯シ、物資
及び、資金ノ供給ノ適合ニ資スルヲメ、国内資
金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス」トアル。

ソノ運用機關ハ日本銀行トサレテキル。(第
五條)。即チ、許可、認可ニ關スル事務ハスベ
テ日本銀行ガ取扱フコトニナツテキル。

必要ノ場合ニハ政府ハ報告ヲ教スルコトが出
来ルマウニナツテキル。附帶的ナモノトシテハ
第13條以下ニ債券ノ発行ニ關スル規定ガアル。

以上ニオイテ注意スベキハ、消極的ニハ輸入
ノ統制ヲ行フ一方、積極的ニハ輸出ノ奨励ヲ行
フコトデアル。ソノ方策ハ、国内ニオイテ、奨
励金ヲ出スノミナラズ、外國商人ニモ利益ヲ均
霑セシメルコトデアル。

對英ノシルベンスノ維持ハ必要デアルカ。

ソノタメニハ、商品別ニヨル為替ノ管理ガ育
成デアル。安イ為替ヲ賣レバ、日本デモ安ク、
商品ヲ仕入レルコトが出来ル。安イ為替ハ正金
銀行ヲシテ買入レシメルコトが出来ル。

既ニドイツニオイテ、為替ノ使用別ニヨリ、
即チ、呂種ニヨリ、興ツタ値段デ為替ガ賣ラレ
タ。スベマールク。又外國商人ガ利益ヲ得ル
コトニナレバ、輸出ニ促進サレル。安イ為替ヲ
賣ツテ、招イタ損失ハ国内デ、補填サセル。手
續上ノ困難トイフコトハドイツノスベマール
クノ例カラ見レバ、決シテ心配ハナイ。之ハ體
檢的方策デアル。

例 言

- 講義ハ大体、教科書、荒木教授著「貨幣概論」ニ沿ツテ行ハレタカラ、本プリントノ篇章、節弄ノ区办モ、教科書ノ夫ニ從ツタ。唯、講義ノ順序ガ、教科書ノ順序ト多少異ニシタ箇所モアル。
- プリント本文ハ、教授ガ講義ニオイテ話サレタ言葉ヲ殆ンドソノマ、述記的ニ記シタモノデ、從ツテ若干前後重複シタ箇所モ出来タガ敢テ省カナカツタ。又、教科書本文ヨリ比較的簡單ニ概括サレタ所ニモ敢テ補足ヲ加ヘナカツタ。
- プリント本文中、見出シノミヲ掲ゲテ——省略——ト書イタ箇所ハ、教科書ニハ載ツテキテモ、教授ガ講義ニオイテ触レナカツタトコロデアル。
- 註ハ、便宜ノタメノ蛇足改、讀者ニ於イテ

ニヲ略サレルモ勿論可テアル。

貨幣

(二)

二丁五内終

¥1.40

377

232

終

昭和十二年十二月二十日印刷
昭和十二年十二月廿六日發行

編輯人 中 川 澈

發行人 坂 井 十 郎

印刷所 帝大プリント聯盟印刷部

發行所 「帝大プリント聯盟」

東京市本郷區森川町七十四番地
振替東京一三五四番

【製複許不】